

# 業務実施仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮・宇刈）水質分析業務委託

## 2 実施場所

### （1）周智郡森町一宮地内

中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）（以下「一宮処分場」という。）

### （2）袋井市宇刈地内

中遠広域一般廃棄物最終処分場（宇刈）（以下「宇刈処分場」という。）

## 3-1 業務内容及び基準

### （1）一宮処分場

ア 一宮処分場からの浸出液（流入水）を採水し、別表1及び別表2のとおり項目を分析する。

イ 一宮処分場からの放流水について採水し、別表1及び別表3のとおり項目を分析する。

ウ 希釈枡から希釈枡水を採取し別表1及び別表4のとおり項目を分析する。

エ 別紙位置図（一宮）の河川2箇所から採水し、別表1及び別表5のとおり項目を分析する。

オ 別紙位置図（一宮）の井戸水1箇所から採水し、別表1及び別表6のとおり項目を分析する。

カ 別紙位置図（一宮）の地下水（観測井戸）2箇所から採取し、別表1及び別表7のとおり項目を分析する。

キ 分析方法については、関係法令に基づいて実施すること。

ク ダイオキシソ類調査業務については、次の3-2による。

### （2）宇刈処分場

ア 宇刈処分場からの浸出液（流入水）を採水し、別表8及び別表9のとおり項目を分析する。

イ 宇刈処分場からの放流水について採水し、別表8及び別表10のとおり項目を分析する。

ウ 別紙位置図（宇刈）の河川3箇所から採水し、別表8及び別表11のとおり項目を分析する。

エ 別紙位置図（宇刈）の井戸水2箇所から採水し、別表8及び別表12のとおり項目を分析する。

オ 別紙位置図（宇刈）の地下水1箇所から採取し、別表8及び別表13のとおり項目を分析する。

カ 別紙位置図（宇刈）の観測井戸（上流・下流）2箇所から採取し、別表8及び別表14のとおり項目を分析する。

キ 分析方法については、関係法令に基づいて実施すること。

ク ダイオキシン類調査業務については、次の 3-2 による。

### 3-2 ダイオキシン類調査業務内容及び基準

(1) 一宮処分場からの流入水、放流水、希釈水、ダイオキシン分解処理槽内処理水を年 6 回、地下水 2 箇所を年 1 回、宇刈処分場からの流入水を年 2 回、放流水及び観測井戸（上流・下流）を年 1 回それぞれ下記のとおり分析をする。

#### ア 分析項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ② ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）
- ③ コプラナー-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）

#### イ 分析方法

工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナー PCB の測定方法による。

J I S K 0 3 1 2

※精度管理には、十分な配慮をすること。

J I S K 0 3 1 2 の 9. 4 精度管理に関する報告 a ~ h の情報をデータとともに報告すること。

### 4 実施日及び時間

実施日は、事前に中遠広域事務組合と協議の上決定すること。

実施時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

### 5 実施上の遵守事項

- (1) 本仕様書及び担当職員の指示に従い、3-1、3-2 に掲げる基準のとおり実施すること。
- (2) 業務時には、処分場内の設備及び構造物には十分注意すること。また、担当職員の許可なくして施設の設備、備品等を使用してはならない。
- (3) その他必要な事項は、担当職員の指示に従うこと。

### 6 本業務は、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までに完了すること。

### 7 提出書類

- (1) 分析結果報告書 A 4 版（各最終処分場ごと。調査分析後速やかに提出すること。）
- (2) 4 半期ごとに分析結果報告書を電子媒体（エクセル又はワード）で提出すること。
- (3) 完了報告書
- (4) その他（中遠広域事務組合が特に定める書類）
- (5) ダイオキシン類調査業務は、採水日の翌月の末日までに上記（1）と（3）の書類を別途、提出すること。

### 8 業務の完了

本業務は、中遠広域事務組合が実施する検査に合格した時をもって完了とする。

別表1 一宮処分場水質検査年間計画表

項目名・数・箇所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流入水	7項目	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	1箇所												
	45項目					○							
	1箇所												
放流水	7項目	○		○	○		○	○		○	○		○
	1箇所												
	46項目		○			○			○			○	
	1箇所												
希釈升水	5項目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
河川水	2項目	○		○	○		○	○		○	○		○
	2箇所												
	44項目		○			○			○			○	
	2箇所												
井戸水(1軒)	50項目		○			○			○			○	
	1箇所												
地下水	3項目	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	2箇所												
	32項目					○							
	2箇所												
ダイオキシン類	流入水	1箇所	○		○		○		○		○		○
	放流水	1箇所	○		○		○		○		○		○
	希釈升	1箇所	○		○		○		○		○		○
	ダイオキシン分解処理槽	1箇所	○		○		○		○		○		○
	地下水	2箇所							○				

別表2 流入水水質検査(一宮)

項目		単位	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	毎月
2	浮遊物質濃度(SS)	mg/l	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	
5	窒素含有量	mg/l	
6	塩化物イオン	mg/l	
7	カルシウムイオン	mg/l	
8	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	年1回
9	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	
10	大腸菌数	CFU/ml	
11	フェノール類含有量	mg/l	
12	銅含有量	mg/l	
13	亜鉛含有量	mg/l	
14	溶解性鉄含有量	mg/l	
15	溶解性マンガン含有量	mg/l	
16	クロム含有量	mg/l	
17	リン含有量	mg/l	
18	ふっ素及びその化合物	mg/l	
19	カドミウム及びその化合物	mg/l	
20	シアン化合物	mg/l	
21	鉛及びその化合物	mg/l	
22	六価クロム化合物	mg/l	
23	砒素及びその化合物	mg/l	
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	
25	アルキル水銀化合物	mg/l	
26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	
27	ほう素及びその化合物	mg/l	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	
29	有機リン	mg/l	
30	トリクロロエチレン	mg/l	
31	テトラクロロエチレン	mg/l	
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	
33	四塩化炭素	mg/l	
34	ジクロロメタン	mg/l	
35	1,2-ジクロロエタン	mg/l	
36	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	
37	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	
38	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	
39	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	
40	チウラム	mg/l	
41	シマジン	mg/l	
42	チオベンカルブ	mg/l	
43	ベンゼン	mg/l	
44	セレン	mg/l	
45	色度		
46	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	年6回

別表3 処理水・放流水水質検査(一宮)

## I. 処理水(ダイオキシン分解処理槽)

項目	単位	排水基準又は協定値	測定頻度
1 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下 ※1	年6回

## II. 処放流水

項目	単位	排水基準又は協定値	測定頻度
1 水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6	毎月
2 浮遊物質(SS)	mg/l	10 以下※1	
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	10 以下※1	
4 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10 以下※1	
5 窒素含有量	mg/l	120(日間平均 60) 以下	
6 塩化物イオン	mg/l	—	
7 カルシウムイオン	mg/l	—	
8 n-ヘキサン抽出物含有量(鉱油類含有量)	mg/l	5 以下	年4回
9 n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l		
10 大腸菌数	CFU/ml	800 以下	
11 フェノール類含有量	mg/l	5 以下	
12 銅含有量	mg/l	3 以下	
13 亜鉛含有量	mg/l	2 以下	
14 溶解性鉄含有量	mg/l	10 以下	
15 溶解性マンガン含有量	mg/l	10 以下	
16 クロム含有量	mg/l	2 以下	
17 燐含有量	mg/l	16(日間平均 8) 以下	
18 ふっ素及びその化合物	mg/l	8 以下	
19 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
20 シアン化合物	mg/l	1 以下	
21 鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
22 六価クロム化合物	mg/l	0.2 以下	
23 砒素及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
24 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005 以下	
25 アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)	
26 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003 以下	
27 ほう素及びその化合物	mg/l	10 以下	
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100 以下 ※2	
29 有機燐	mg/l	1 以下	
30 トリクロロエチレン	mg/l	0.3 以下	
31 テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	
32 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	
33 四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	
34 ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	
35 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	
36 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	
37 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1.0 以下	
38 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	
39 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	
40 チウラム	mg/l	0.06 以下	
41 シマジン	mg/l	0.03 以下	
42 チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	
43 ベンゼン	mg/l	0.1 以下	
44 セレン	mg/l	0.1 以下	
45 色度			
46 1,4-ジオキサン	mg/l	0.5 以下	
47 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下 ※3	年6回

※1 協定値による

※2 静岡県生活環境保全等に関する条例による

別表4 希釈升水水質検査(一宮)

## II. 希釈升水

	項目	単位	排水基準又は協定値	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6	毎月
2	浮遊物質(SS)	mg/l	10 以下※1	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	10 以下※1	
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10 以下※1	
5	塩化物イオン	mg/l	—	
6	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下※2	年6回

※1 協定値による

※2 静岡県生活環境保全等に関する条例による

※3 希釈升水は、塩化物イオン濃度500mg/L以下

別表5 河川水水質検査(一宮)

項目	単位	環境基準(生活環境項目:河川A類型)	測定頻度
1	気温	℃	—
2	水温	℃	—
3	透視度	度	—
4	水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5
5	浮遊物質量(SS)	mg/l	25 以下
6	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—
7	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2 以下
8	溶存酸素量(DO)	mg/l	7.5 以上
9	大腸菌数	CFU/ml	300 以下
10	六価クロム	mg/l	0.02 以下
11	カドミウム	mg/l	0.003 以下
12	鉛	mg/l	0.01 以下
13	全シアン	mg/l	検出されないこと(0.1未満)
14	砒素	mg/l	0.01 以下
15	総水銀	mg/l	0.0005 以下
16	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)
17	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)
18	トリクロエチレン	mg/l	0.03 以下
19	テトラクロエチレン	mg/l	0.01 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下
21	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下
22	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下
23	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下
24	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下
25	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下
26	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下
28	チウラム	mg/l	0.006 以下
29	シマジン	mg/l	0.003 以下
30	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下
31	ベンゼン	mg/l	0.01 以下
32	セレン	mg/l	0.01 以下
33	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下
34	ふっ素	mg/l	0.8 以下
35	ほう素	mg/l	1 以下
36	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下
37	フェノール類	mg/l	—
38	銅	mg/l	—
39	亜鉛	mg/l	0.03 以下
40	溶解性鉄	mg/l	—
41	溶解性マンガン	mg/l	—
42	クロム	mg/l	—
43	流量	m <sup>3</sup> /s	—
44	塩化物イオン	mg/l	—

年4回

年12回

別表6 周辺井戸水水質検査(一宮)

	項目	単位	基準値	測定頻度
地下水環境基準項目	1	気温	℃	—
	2	水温	℃	—
	3	透視度	度	—
	4	総水銀	mg/l	0.0005 以下
	5	カドミウム	mg/l	0.003 以下
	6	鉛	mg/l	0.01 以下
	7	六価クロム	mg/l	0.02 以下
	8	砒素	mg/l	0.01 以下
	9	全シアン	mg/l	検出されないこと
	10	セレン	mg/l	0.01 以下
	11	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下
	12	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下
	14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下
	15	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下
	16	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下
	17	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下
	18	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下
	20	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下
	21	チウラム	mg/l	0.006 以下
	22	シマジン	mg/l	0.003 以下
	23	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下
	24	ベンゼン	mg/l	0.01 以下
	25	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと
	26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと
	27	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下
	28	1,4ジオキサン	mg/l	0.05 以下
	29	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下
	30	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下
	31	ほう素	mg/l	1 以下
その他の検査項目(水道法項目等)	32	塩化物イオン	mg/l	—
	33	pH値	—	—
	34	電気伝導率	mS/m	—
	35	色度	度	—
	36	濁度	度	—
	37	臭気	—	—
	38	味	—	—
	39	有機物(KMnO <sub>4</sub> 消費量)	mg/l	—
	40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	—
	41	蒸発残留物	mg/l	—
	42	一般細菌	個/ml	—
	43	大腸菌	—	—
	44	鉄及びその化合物	mg/l	—
	45	銅及びその化合物	mg/l	—
	46	亜鉛及びその化合物	mg/l	—
	47	フェノール類	mg/l	—
	48	マンガン及びその化合物	mg/l	—
	49	陰イオン界面活性剤	mg/l	—
	50	ナトリウム及びその化合物	mg/l	—

年4回

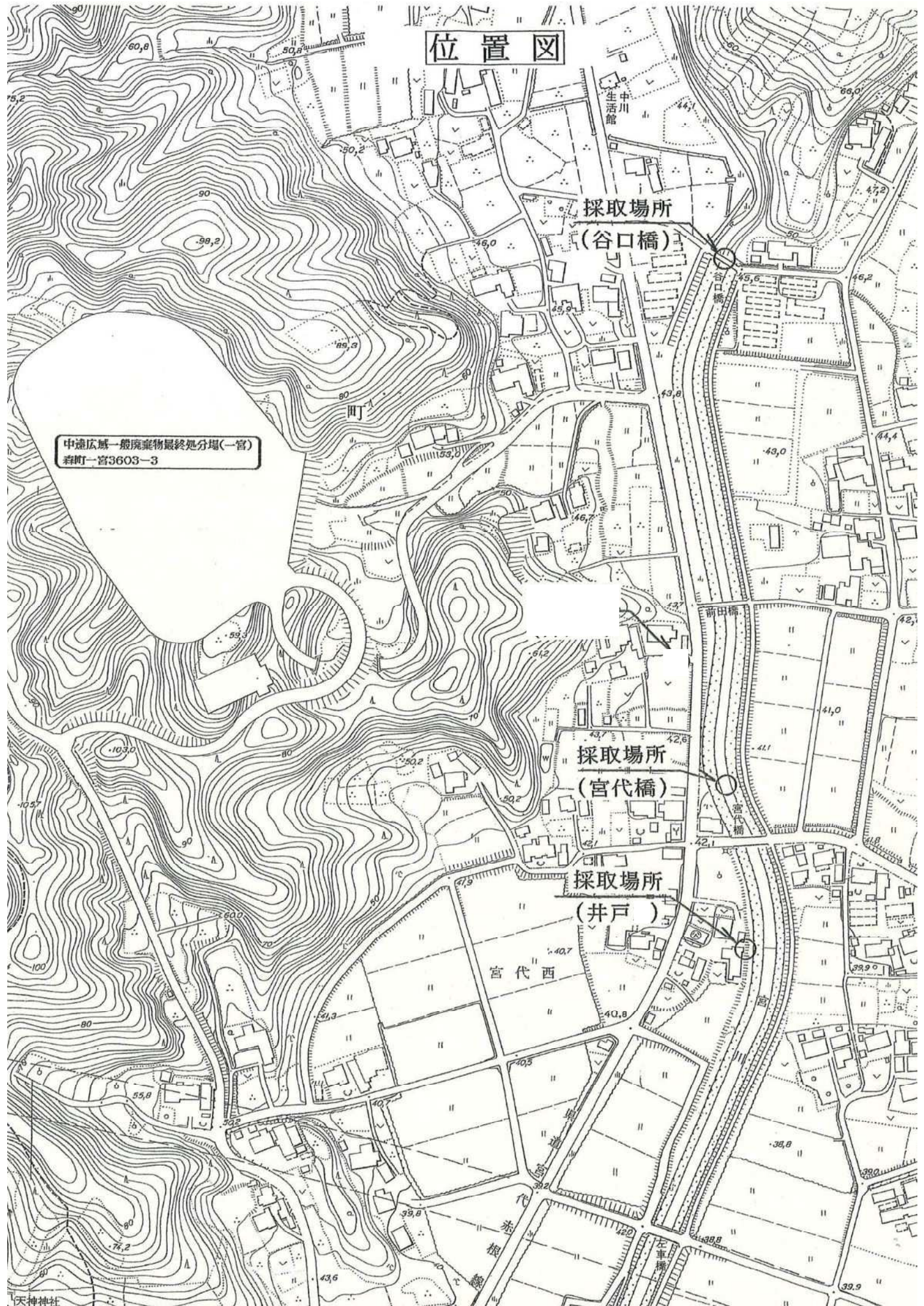
別表7 観測井戸(上流・下流)水質検査(一宮)

	項目	単位	環境基準	測定頻度	
地下水等 検査項目	1	総水銀	mg/l	0.0005 以下	年1回
	2	カドミウム	mg/l	0.003 以下	
	3	鉛	mg/l	0.01 以下	
	4	六価クロム	mg/l	0.02 以下	
	5	砒素	mg/l	0.01 以下	
	6	全シアン	mg/l	検出されないこと	
	7	セレン	mg/l	0.01 以下	
	8	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下	
	9	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	
	10	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下	
	11	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	
	12	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下	
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	
	16	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	
	17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	
	18	チウラム	mg/l	0.006 以下	
	19	シマジン	mg/l	0.003 以下	
	20	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	
	21	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	
	22	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
	23	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
その他の 検査項目	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	毎月
	25	ふっ素	mg/l	0.8 以下	
	26	ほう素	mg/l	1 以下	
	27	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下	
	28	1,4ジオキサン	mg/l	0.05 以下	
	29	過マンガン酸カリウム消費量	mg/l	10 以下	
	30	塩化物イオン	mg/l	—	
	31	電気伝導率	mS/m	—	
	32	pH値	—	—	
	33	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下	

放流水調査項目の根拠法令

	項 目	法 令
1	アルキル水銀化合物	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
3	カドミウム及びその化合物	
4	鉛及びその化合物	
5	有機燐化合物	
6	六価クロム化合物	
7	砒素及びその化合物	
8	シアン化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル	
10	トリクロロエチレン	
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	チウラム	
21	シマジン	
22	チオベンカルブ	
23	ベンゼン	
24	セレン及びその化合物	
25	ほう素及びその化合物	
26	ふっ素及びその化合物	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
28	水素イオン濃度	
29	生物化学的酸素要求量	
30	化学的酸素要求量	
31	浮遊物質量	
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	
34	フェノール類含有量	
35	銅含有量	
36	亜鉛含有量	
37	溶解性鉄含有量	
38	溶解性マンガン含有量	
39	クロム含有量	
40	大腸菌群数	
41	窒素含有量	
42	燐含有量	
43	ニッケル	
44	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
45	鉄	—
46	マンガン	—
47	カルシウムイオン	—
48	塩化物イオン	—

# 位置図



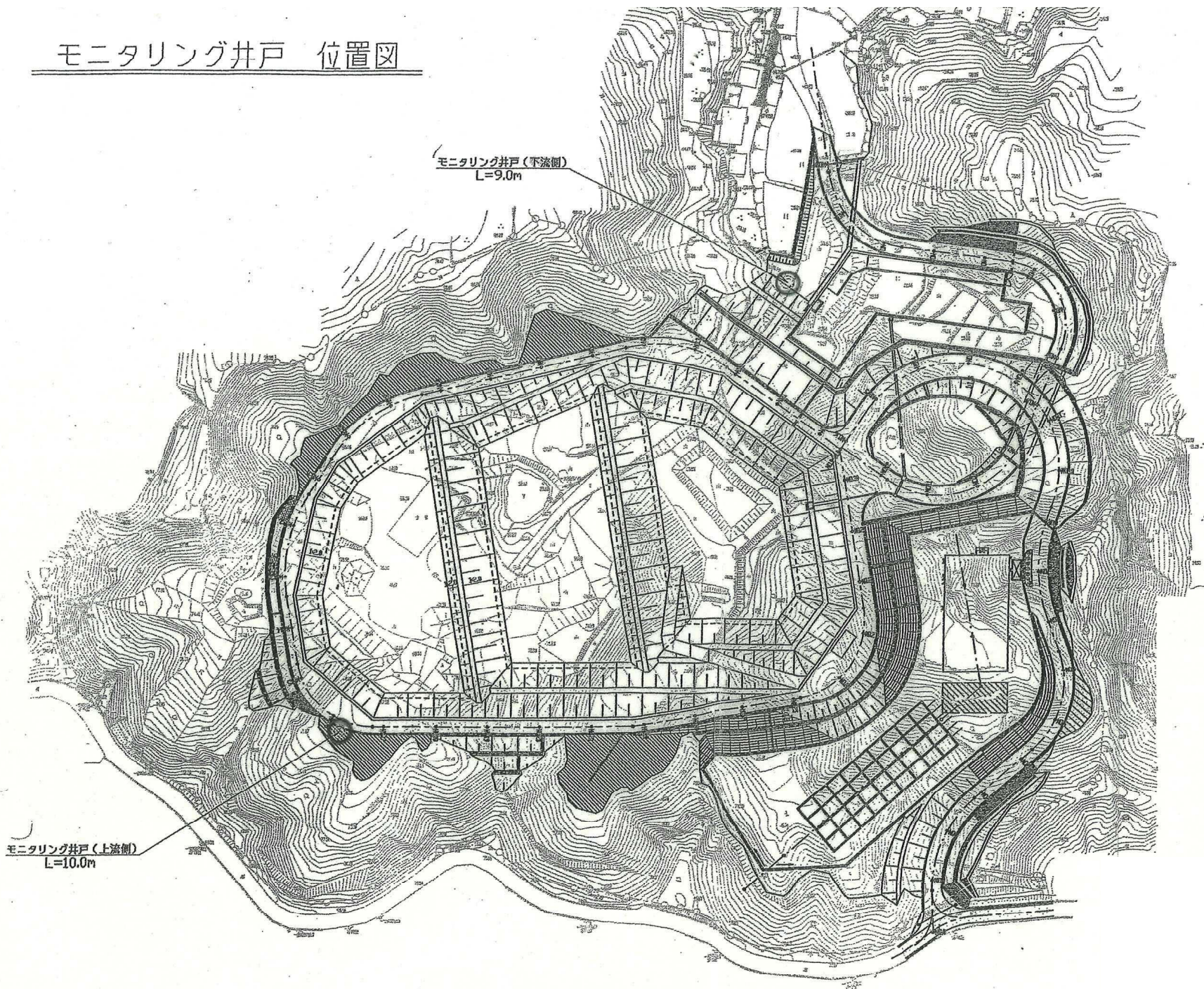
中遠広域一般廃棄物最終処分場(一宮)  
森町一宮3603-3

採取場所  
(谷口橋)

採取場所  
(宮代橋)

採取場所  
(井戸)

# モニタリング井戸 位置図



別表8 宇刈処分場水質検査年間計画表

項目名・数・箇所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流入水	6項目	○				○		○				○	
	1箇所												
	44項目			○						○			
	1箇所												
放流水	2項目		○						○				
	1箇所												
	7項目	○				○		○				○	
	1箇所												
	45項目			○						○			
	1箇所												
河川水	14項目					○						○	
	3箇所												
	33項目		○						○				
	3箇所												
井戸水	50項目					○							
	2箇所												
	29項目	○		○				○		○		○	
	2箇所												
地下水	30項目					○							
	1箇所												
	2項目	○		○				○		○		○	
	1箇所												
観測井戸	3項目	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	2箇所												
	31項目					○							
	2箇所												
ダイオキシン類	流入水	1箇所		○				○					
	放流水	1箇所						○					
	観測井戸	2箇所						○					

別表9 流入水水質検査(宇刈)

	項目	単位	基準又は協定値※1	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	5.8～8.6	年6回
2	浮遊物質(SS)	mg/l	10 以下※2	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	10 以下※2	
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10 以下※2	
5	カルシウムイオン	mg/l	—	
6	塩化物イオン	mg/l	—	
7	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	5 以下	年2回
8	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	5 以下	
9	大腸菌数	CFU/ml	800 以下	
10	フェノール類含有量	mg/l	5 以下	
11	銅含有量	mg/l	3 以下	
12	亜鉛含有量	mg/l	2 以下	
13	溶解性鉄含有量	mg/l	10 以下	
14	溶解性マンガン含有量	mg/l	10 以下	
15	クロム含有量	mg/l	2 以下	
16	窒素含有量	mg/l	120(日間平均 60) 以下	
17	リン含有量	mg/l	16(日間平均 8) 以下	
18	ふっ素及びその化合物	mg/l	8 以下	
19	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
20	シアン化合物	mg/l	1 以下	
21	鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
22	六価クロム化合物	mg/l	0.2 以下	
23	砒素及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005 以下	
25	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)	
26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003 以下	
27	ほう素及びその化合物	mg/l	10 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100 以下	
29	有機リン	mg/l	1 以下	
30	トリクロエチレン	mg/l	0.3 以下	
31	テトラクロエチレン	mg/l	0.1 以下	
32	1,1,1-トリクロエタン	mg/l	3 以下	
33	四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	
34	ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	
35	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	
36	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	
37	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2 以下	
38	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	
39	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	
40	チウラム	mg/l	0.06 以下	
41	シマジン	mg/l	0.03 以下	
42	チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	
43	ベンゼン	mg/l	0.1 以下	
44	セレン	mg/l	0.1 以下	
45	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10 以下※3	

※1 一般廃棄物最終処分場の維持管理基準 別表第1(第1条、第2条)

※2 地元との協定値

※3 ダイオキシン類対策特別措置法施工規則 別表第2

別表10 放流水水質検査(字列)

	項目	単位	基準又は協定値※1	測定頻度
1	水素イオン濃度(pH)	—	5.8～8.6	年6回
2	浮遊物質質量(SS)	mg/l	10 以下※2	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	10 以下※2	
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10 以下※2	年8回
5	カルシウムイオン	mg/l	—	年6回
6	塩化物イオン	mg/l	—	
7	n-ヘキサン抽出物含有量(鉱油類含有量)	mg/l	5 以下	年2回
8	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	5 以下	
9	大腸菌数	CFU/ml	800 以下	年8回
10	フェノール類含有量	mg/l	5 以下	年2回
11	銅含有量	mg/l	3 以下	
12	亜鉛含有量	mg/l	2 以下	
13	溶解性鉄含有量	mg/l	10 以下	
14	溶解性マンガン含有量	mg/l	10 以下	
15	クロム含有量	mg/l	2 以下	
16	窒素含有量	mg/l	120(日間平均 60) 以下	
17	リン含有量	mg/l	16(日間平均 8) 以下	
18	ふっ素及びその化合物	mg/l	8 以下	
19	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03 以下	
20	シアン化合物	mg/l	1 以下	
21	鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
22	六価クロム化合物	mg/l	0.2 以下	
23	砒素及びその化合物	mg/l	0.1 以下	
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005 以下	
25	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)	
26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003 以下	
27	ほう素及びその化合物	mg/l	10 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100 以下	
29	有機リン	mg/l	1 以下	
30	トリクロロエチレン	mg/l	0.3 以下	
31	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	
33	四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	
34	ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	
35	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	
36	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	
37	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2 以下	
38	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	
39	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	
40	チウラム	mg/l	0.06 以下	
41	シマジン	mg/l	0.03 以下	
42	チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	
43	ベンゼン	mg/l	0.1 以下	
44	セレン	mg/l	0.1 以下	
45	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5 以下	
46	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10 以下※3	年1回

※1 一般廃棄物最終処分場の維持管理基準 別表第1(第1条、第2条)

※2 地元との協定値

※3 ダイオキシン類対策特別措置法施工規則 別表第2

別表11 河川水水質検査(宇刈)

項目	単位	環境基準(生活環境項目:河川A類型)	測定頻度	
1	水素イオン濃度(pH)	—	6.5～8.5	年4回 (3箇所)
2	浮遊物質質量(SS)	mg/l	25 以下	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2 以下	
5	溶存酸素量(DO)	mg/l	7.5 以上	
6	大腸菌数	CFU/ml	300 以下	
7	六価クロム	mg/l	0.02 以下	
8	カドミウム	mg/l	0.003 以下	
9	鉛	mg/l	0.01 以下	
10	全シアン	mg/l	検出されないこと(0.1未満)	
11	砒素	mg/l	0.01 以下	
12	総水銀	mg/l	0.0005 以下	
13	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)	
14	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと(0.0005未満)	
15	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下	年2回 (3箇所)
16	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下	
18	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	
19	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	
20	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	
21	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下	
22	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	
25	チウラム	mg/l	0.006 以下	
26	シマジン	mg/l	0.003 以下	
27	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	
28	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	
29	セレン	mg/l	0.01 以下	
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	
31	ふっ素	mg/l	0.8 以下	
32	ほう素	mg/l	1 以下	
33	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	

別表12 周辺井戸水水質検査(宇刈)

	項目	単位	基準値	測定頻度		
地下水環境基準項目	1	総水銀	mg/l	0.0005 以下	年6回	
	2	カドミウム	mg/l	0.003 以下		
	3	鉛	mg/l	0.01 以下		
	4	六価クロム	mg/l	0.02 以下		
	5	砒素	mg/l	0.01 以下		
	6	全シアン	mg/l	検出されないこと		
	7	セレン	mg/l	0.01 以下		
	8	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下		
	9	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下		
	10	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下		
	11	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	年1回	
	12	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下		
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下		
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下		
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下		
	16	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下		
	17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下		
	18	チウラム	mg/l	0.006 以下		
	19	シマジン	mg/l	0.003 以下		
	20	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下		
	21	ベンゼン	mg/l	0.01 以下		
	22	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと		
	23	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと		
	24	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下		
	25	1,4ジオキサン	mg/l	0.05 以下		
	26	ほう素	mg/l	1 以下		
	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下		年1回
	28	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下		
その他の検査項目(水道法項目等)	29	塩化物イオン	mg/l	—	年6回	
	30	pH値	—	—		
	31	色度	度	—		
	32	濁度	度	—		
	33	臭気	—	—		
	34	味	—	—		
	35	有機物(KMnO <sub>4</sub> 消費量)	mg/l	—		
	36	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	—		
	37	蒸発残留物	mg/l	—		
	38	一般細菌	個/ml	—		
	39	大腸菌	—	—	年1回	
	40	鉄及びその化合物	mg/l	—		
	41	銅及びその化合物	mg/l	—		
	42	亜鉛及びその化合物	mg/l	—		
	43	フェノール類	mg/l	—		
	44	マンガン及びその化合物	mg/l	—		
	45	陰イオン界面活性剤	mg/l	—		
	46	ナトリウム及びその化合物	mg/l	—		
	47	アルミニウム及びその化合物	mg/l	—		
	48	非イオン界面活性剤	mg/l	—		
	49	ジェオスミン	mg/l	—		
	50	2-メチルイソボルネオール	mg/l	—		

別表13 地下水(集水ピット)水質検査(宇刈)

項目		単位	環境基準	測定頻度	
地下水環境基準項目	1	総水銀	mg/l	0.0005 以下	年1回
	2	カドミウム	mg/l	0.003 以下	
	3	鉛	mg/l	0.01 以下	
	4	六価クロム	mg/l	0.02 以下	
	5	砒素	mg/l	0.01 以下	
	6	全シアン	mg/l	検出されないこと	
	7	セレン	mg/l	0.01 以下	
	8	トリクロエチレン	mg/l	0.03 以下	
	9	テトラクロエチレン	mg/l	0.01 以下	
	10	1,1,1-トリクロエタン	mg/l	1 以下	
	11	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	
	12	1,1,2-トリクロエタン	mg/l	0.006 以下	
	13	1,2-ジクロエタン	mg/l	0.004 以下	
	14	1,1-ジクロエチレン	mg/l	0.1 以下	
	15	1,2-ジクロエチレン	mg/l	0.04 以下	
	16	1,3-ジクロプロペン	mg/l	0.002 以下	
	17	ジクロメタン	mg/l	0.02 以下	
	18	チウラム	mg/l	0.006 以下	
	19	シマジン	mg/l	0.003 以下	
	20	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	
	21	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	
	22	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
	23	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
	24	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下	
	25	1,4ジオキサン	mg/l	0.05 以下	
	26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	
	27	ふっ素	mg/l	0.8 以下	
	28	ほう素	mg/l	1 以下	
その他	29	塩化物イオン	mg/l	—	年6回
	30	電気伝導率	mS/m	—	

別表14 観測井戸(上流・下流)水質検査(宇川)

	項目	単位	環境基準	測定頻度	
地下水等 検査項目	1	総水銀	mg/l	0.0005 以下	年1回
	2	カドミウム	mg/l	0.003 以下	
	3	鉛	mg/l	0.01 以下	
	4	六価クロム	mg/l	0.02 以下	
	5	砒素	mg/l	0.01 以下	
	6	全シアン	mg/l	検出されないこと	
	7	セレン	mg/l	0.01 以下	
	8	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下	
	9	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	
	10	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下	
	11	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	
	12	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下	
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02 以下	
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	
	16	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	
	17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	
	18	チウラム	mg/l	0.006 以下	
	19	シマジン	mg/l	0.003 以下	
	20	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	
	21	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	
	22	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
	23	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
その他	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	年12回
	25	ふっ素	mg/l	0.8 以下	
	26	ほう素	mg/l	1 以下	
	27	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下	
	28	1,4ジオキサン	mg/l	0.05 以下	
	29	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1 以下	
	30	塩化物イオン	mg/l	—	
	31	硫酸イオン	mg/l	—	
	32	電気伝導率	mS/m	—	

放流水調査項目の根拠法令

	項 目	法 令
1	アルキル水銀化合物	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
3	カドミウム及びその化合物	
4	鉛及びその化合物	
5	有機燐化合物	
6	六価クロム化合物	
7	砒素及びその化合物	
8	シアン化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル	
10	トリクロロエチレン	
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	チウラム	
21	シマジン	
22	チオベンカルブ	
23	ベンゼン	
24	セレン及びその化合物	
25	ほう素及びその化合物	
26	ふっ素及びその化合物	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
28	水素イオン濃度	
29	生物化学的酸素要求量	
30	化学的酸素要求量	
31	浮遊物質量	
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	
34	フェノール類含有量	
35	銅含有量	
36	亜鉛含有量	
37	溶解性鉄含有量	
38	溶解性マンガン含有量	
39	クロム含有量	
40	大腸菌群数	
41	窒素含有量	
42	燐含有量	
43	ニッケル	
44	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
45	鉄	—
46	マンガン	—
47	カルシウムイオン	—
48	塩化物イオン	—

# 水採取場所位置図



観測井戸測定点

